

1 みんなでつくる安全で魅力あるまちについて

(1)私道管理について

(2)区民参加のまちづくりについて

2 図書館について

3 児童館職員について

令和7年中野区議会第1回定例会にあたり、立憲・国民・ネット・無所属議員団の立場で一般質問いたします。質問は通告の通りで、その他はありません。

1 みんなでつくる安全で魅力あるまちについて

最初に私道管理の質問に関連して、道路管理について2点伺います。

1月28日に埼玉県八潮市で大規模な道路陥没事故が発生しました。事故に遭われた方が1日も早く救助されるようお祈りするとともに、難しい現場で捜索と復旧にあたっている方々に敬意を表します。また、排水制限により生活に影響が出ていた近隣住民の皆様にお見舞いを申し上げます。

この度の事故は、地下に埋設されていた下水道管に何らかの原因で穴が空いたことにより、そこに土砂が流れ込み空洞ができたことで地盤が重さに耐えられなくなり、陥没に至ったのではないかとのことです。この下水道管は鉄筋コンクリート製であり、原因は老朽化により腐食が進んでいたためだとされています。

足立区では、事故を受けレーダーを搭載した車両により緊急に下水道主要幹線が埋設されている区道の調査を実施したそうです。

問① どのような原因であれ、道路の陥没は大きな事故につながります。事故が起きないように、事前に調査し、必要な場合は緊急に修繕しなければなりません。中野区において、区が管理する道路の空洞調査が適切に行われているのかお伺いします。

○回答 区が管理している全ての道路で、道路路面下に生じている空洞については、令和元年度から令和5年度までの間で、調査済みであり、空洞箇所については補修を行っています。

今後も空洞調査は継続して実施していきます。

問② 東京23区内においては、各区が管理する道路の地下に埋設されている下水道施設は、通常東京都下水道局が管理しています。今回の事故を受け、東京都は下水道施設の緊急点検を行なっているそうです。

ただし、区が管理する道路であっても、公共下水道管として都の基準を満たしていないものについては区が管理をしていると聞いています。中野区において、現在それらの下水道管の総延長はどのくらいあるのか伺います。また、この下水道管については、都の基準を満たすように改修されたのちは、順次区から下水道局に移管されるということで理解して良いのでしょうか？
伺います。

○回答 区が管理すべき下水道管については、総延長が約2km程度あり、令和5年度に管路内

カメラ調査を実施したところであります。調査結果を踏まえ、下水道施設改修工事を実施し、東京都下水道局と協議の上、移管する予定です。

多くの下水道施設は、1960年代より一斉に整備され、初期に投資した施設は老朽化が進んでいます。近い将来これらの施設の更新が必要な時期が同時期にやってきます。今から様々な対策を考えておく必要があります。

（１）私道管理についての質問に入ります。

道を歩いていると、マンホールの蓋にはいろいろな種類があることがわかります。このうちコンクリート製で何も模様がないものが、私道の下水道マンホールとなります。参考まで、区道にある下水道局管理のものは、下水道局の名称がはいっています。東京都下水道局のHPの「東京都公共下水道台帳」を見ると、都が管理する下水道管は確認することができますが、私道は着色がなくわかりません。

中野区内の私道は道路総延長のおよそ22%にも及びます。私道は所有者の財産であり、当然その管理は所有者が行うことになるため、もし私道の下水道に不具合があった場合は所有者が修繕をしないとなります。この度の事故を受け、私道を持つ方複数にお話を伺ったところ、公共性の高い私道の下水道管等の不具合は、行政が修繕工事をする認識している方が少なからずおいででした。管は自宅敷地から共有の私道を通り、公共下水管につながります。その後の下水処理は公的に行われることから、下水道料金は私道をお持ちの方も使用料に応じて支払っているためそのような認識となると拝察されます。

突然私道の下水道管に不具合が起きた時、こうした工事費を所有者が捻出できないことが危惧されます。排水が適切にできない事態になると公衆衛生上大問題です。

八王子市、横浜市などは、私道への公共下水管設置の取り組みがありますが、それは両市が下水道管理をしている自治体であるため可能なものであり、東京都が管理している中野区ではそれはできません。

問③ こうしたことが起きないように、23区内の自治体には、各区により一定条件に違いがありますが、私道排水整備助成制度が整備されています。中野区では、平成30年に、新規設置でも改修でも、工事費の最大9割が助成される制度が使いやすく改正されました。ちなみに、下水工事だけではなく舗装工事を対象にした私道整備助成も整備されています。

下水道の劣化に起因した陥没事故被害が皆様の高い関心事である今、私道をお持ちの方が不具合が生じる前に調査をして、劣化の進んだ施設の修繕工事をするのは一つの判断であるともいえます。私道助成制度の啓発に取り組まれてはいかがでしょうか伺います。

○回答 私道助成制度については、ホームページでの周知や、私道助成制度のチラシを沿道の方へ配布しているところです。今後は区報へも掲載し、さらなる周知啓発を図っていきます。

中野区内では、私道が、通学路として指定されていたり、鷺宮児童館前もそうですが、公共施設へアクセスする唯一の道路だったり、両側が公道に接していたりなど、公共性の高い私道が多くあります。先に述べた通り、多くの道路はほぼ5、60年前の同時期に整備されたことから、こうした道路の経年劣化による不具合が一斉に起きることが予想されます。私道は行政の点検の対

象外であるため、区が劣化を事前に把握することができない可能性があり、また修繕が必要になった場合は所有者の責任で対応することから工事まで時間がかかることも考えられます。私道は個人の財産であり様々な考え方があることは理解しますが、公共性の高い私道は行政で管理した方が良いと考えます。

問④ 私道・道路敷地寄付の制度があります。こちらにも一定の条件がありますが、区に私道を寄付すると、その後の道路の管理は、区や、下水道に関しては都で行うことになります。

私道寄付にあたっては、原則土地所有者全員の合意が必要なことと、もう一つが、財産の譲渡になるため、土地の境界確定手続きの必要があり、測量に数十万程度の費用がかかるため躊躇されるケースが多く、昨年度は3件、今年度現時点で4件の相談があったものの、実際の寄付には至らなかったそうです。

公共性のある私道は区が管理するよう考え方を変え、寄付に関しては費用助成など何らかの支援に取り組むことが必要と考えます。区の見解を伺います。

○回答 区では寄付の相談を受けた際、その手続き方法や道路幅員等の受領要件の説明を行っています。また、寄付予定道路敷地の道路舗装や雨水排水施設状況等が区管理の道路に認定できるかどうかの調査も行っています。

今後も寄付受領が円滑に進むよう相談を受けた際には分かりやすく丁寧な対応に努めるとともに、寄付による公道化への支援については費用助成も含め研究していきます。

(2) 区民参加のまちづくりについて

先日都市計画課主催による「景観づくりの考え方」という中野区景観講演会がありました。道路の舗装を変えたり、ベンチを置くことで、魅力ある風景が生まれるというアプローチはとても興味深く学びの機会となりました。その中で、地域住民も共に参加して意見交換している姿が印象的でした。

現在も、中野区のまちづくりでは、計画の考え方、方針、素案、案と議会にも報告され、区民対象に説明会や意見交換会、オープンハウスなどで意見を聞くように進められています。とはいえ、計画素案が定められてからでは、区民の思いを反映することは難しいことが多いと感じています。

問① 暮らしが改善され、まちの魅力や活力を一層高めていくために、区民自身も、自らまちづくりの方法を学んだり、考えたりしていけると良いと考えます。また、区民がともにまちづくりに取り組むことで、区にとっても住民目線を参考にして、実際の計画に落とし込むことが可能となります。例えば、区民活動センター運営委員会ごとに、まちの課題を共有するような機会を作ってはでしょうか。まちづくりの早い段階で、まちの課題はどこにあるか、どのようなまちをつくりたいか、住民の意見を盛り込んで、まちづくりの考え方を作っていけると良いと考えますがいかがでしょうか。区の見解を伺います。

○回答 これまで地区まちづくりを進めるに当たっては、地域住民を始め、町会・自治会や商店街などの団体と「現在のまちの課題」や「まちの将来像」等について意見交換を行いながら、まちづくりの検討を進めてきています。

今後も、地域住民等が主体となるまちづくりのために、相談・情報提供・学習会支援等も必要に応じて行い、地域住民と協働しながら、地域の課題解決に向けた取組を進めていきます。

問② 現在、野方以西西武新宿線沿線まちづくりにおける「まちづくり整備方針」が改定中です。ちょうど今週区民活動センターや区役所 1 階のミーティングルームにてオープンハウスが実施されています。まずは丁寧に区民の意見を聞きながら改定作業に取り組んでいただきたいと考えます。この整備方針は、この地区の姿やまちづくりを具体的に進めていくための方針が示されるという位置付けですが、具体的な取り組みを今後区民にどう示していくのか伺います。

○回答 今回の整備方針の改定にあたり、本年 1 月、まちづくり整備方針の改定素案をとりまとめました。改定素案では、道路・交通機能の向上、にぎわい・交流拠点 の形成など 4 つの分野に分け、各分野の具体的な施策を整理しており、現在、改定素案に関するオープンハウスを開催し、区民との意見交換を進めています。

鷺ノ宮駅周辺地区においては、西武新宿線の連続立体交差事業、都道 133 号線中杉通り、妙正寺川の改修など、東京都の事業が複数あり、特に連立事業についてはその進捗が区のまちづくりに大きく影響することは否めません。また、駅前の交通ひろばの整備など、区と都との役割がはっきりしていない部分もあります。この度整備方針の素案が出されましたが、このような事情もあって、住民が今後のまちの姿をイメージしにくい状況にあります。

問②-2 今後、連立事業に関連するものしないものを明らかにしながら、具体的なスケジュールについても、区民に示していくべきだと考えますがいかがでしょうか。伺います。

○回答 まちづくりに関する各施策と連続立体交差事業などのスケジュールについては、概略スケジュールを改定素案に示しており、引き続き、各施策や事業の関係性を整理しながら、関係機関との協議調整を進め、計画を具体化していきます。

再質問概要 まちづくり整備方針改定にあたって、改定素案に事業の概略スケジュールを示していると御答弁でしたが、素案には、年号もなければ、連立の進捗にあたってこうなった場合にこうなるという前提条件も示されていなくてわかりにくい。区民目線のわかりやすい記載となるように工夫されたいがいかがでしょうか？

○回答 示すことができる範囲で工夫する。

問③ 景観まちづくりについても、広くまちの人と意見交換し、区民を巻き込んで、魅力あるまちなみを形成していく道筋を描かれてはどうかと考えます。区はいま「歩きたくなるまちづくり」の推進を計画していますが、基盤整備と同時に、魅力ある風景があつてこそ、歩きたくなるまちが生まれると考えます。区の今後の取り組みについての見解を伺ってこの項の質問を終わります。

○回答 良好な景観まちづくりを実施していくためには、区と区民等が一体となって取り組む必要があると認識しています。

区民向け講演会や意見交換会等の機会を通じ、区民の意見等も聞きながら景観まちづくりの検討を進め、魅力ある街並みの形成及びあるきたくなるまちづくりを推進していきたいと考えています。

2 図書館について

子どもにとっての読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものとされています。図書館は、多くの本に触れることができる場であり、また、主体的・対話的で深い学びを実現する探究学習を進めていくのにあたって、大いに活用が望まれます。

しかしながら子どもたちにとって一番身近であるはずの学校図書館が、よりよく活用できる環境にはなく、その点は長年課題となっていました。令和2年度の教育委員会の調査では、図書資料の出版10年以上が50%。20年以上は23%。30年以上は8%であり、蔵書数はあっても、本の更新が計画的に行われていませんでした。

問① そのため、令和4年度から新書購入予算を増やし、さらに令和6年度からは学校図書館指導員を安定的雇用のため委託化しました。効率的な管理のため蔵書管理システムの導入を進めました。長期休暇の際は、学校図書館開放も行われました。

こうした学校図書館に対する取組みの成果を教育委員会として現時点でどう評価しているか。最初に伺います。

○回答 令和4年度から、図書購入費の増額や学校図書館指導員の民間委託等の取り組みを順次進めてきました。現在、全小・中学校の学校図書館において文部科学省の示す蔵書の図書基準を満たしています。また長期休業中を含めて学校図書館指導員が駐在し、いつでも子どもたちが図書に親しむ環境を整えました。

令和5年度の学校図書館の1年間の貸出冊数は、前年度比約4万3千部増加しており、一定の成果を上げたと考えています。

問② 各学校図書館のみでは十分に子どもたちのニーズや学びに対応できるとはいえません。学校・学校図書館と地域図書館との連携を充実させていくことが必要です。

今でも、地域図書館には学校との様々な連携事業があります。授業関連図書団体貸出や、地域によっては児童が地域図書館の本の紹介をするような提携イベント、また、中高生図書館活性化事業などがありますが、区内すべての学校で、効果的に進められているかは疑問です。

さらに、図書館は「探究的な学びのための場」であることが一層求められていきます。「ネット情報におぼれない学び方」の著者である梅澤貴典氏は、某誌で高度情報化社会においてこそ、ネットで検索して終わりではなく自らが「実際に調べるから知識体系が構築されたりアップデートされたりして、知的成長につながる」と図書館の活用の大切さを述べています。

各学校・学校図書館と、地域図書館とがより良い学びの機会の創出を目指し協働していけるよう、司書教諭だけではなく、学校図書館指導員も含め、地域図書館と定期的に情報共有や学びの場などの交流活動を行っていくことが必要ではないでしょうか。現在の状況と、今後の取組みについて伺います

○回答 現在、司書教諭は地域図書館の司書とは合同研究会や意見交換会を通して交流を図っています。今後は、学校図書館指導員を対象に実施する研修の中に地域図書館との連携強化を入れるか事業者と検討していきます。

問③ 図書館は社会教育施設としてすべての世代が利用します。

令和5年に「中野区の図書館サービス・配置のあり方の基本的な考え方」が策定され、中野区の図書館のあり方は一定、方向性が見えました。しかしながら、様々な課題や、対応する今後のサービスのあり方の記載はあっても、その後それらの事業がどのように進められていくのかははっきり示されていません。区民が行きたい、利用したいと思える図書館になるように、区民の声を聞きながら、着実に取り組みを進めていくことが必要です。実施に向けての次のステップに進んでいくために、今後の図書館のあり方については、スケジュール感を持って具体的なプランを示していくべきです。区の考えを伺います。

○回答「中野区立図書館のサービス・配置のあり方の基本的な考え方」の内容は、蔵書の充実や閲覧数の増設、電子書籍、区民による図書館サービスの評価の拡充、サービスポイントの設置、図書館の改修の考え方などを明らかにしたものです。

特に区立図書館の建替えや閲覧席の増設については、区民の意見を聞き、スケジュールを含めたプランを示しながら実施していく考えです。

問④ 最後に、2点だけ具体的取り組みについて伺います。中野区は、自宅から概ね1キロ圏内で図書館を配置することを基本的な考え方としていますが、現在東中野・上鷺宮地域は図書館サービスが受けにくい地域となっています。東中野駅にはようやくブックポストが設置されましたが、貸出もできるサービスポイントを設置することが必要だと考えます。しばらく懸案事項となっています。現在の検討状況を伺います。

○回答 上鷺宮地域と東中野地域は、図書館から半径1km以上離れている地域もあり、乳幼児親子や高齢者も利用しやすい図書館の貸し出しや返却等のサービスを提供するサービスポイントの設置を検討しているところです。

現在は、区有施設や区誘致の活用を検討しているところですが、具体的なサービス内容や場所については、区民等の意見を聞きながら検討していきたいと考えています。

問④-2 また、電子書籍は現在中野区の図書館では導入がありませんが、こうした地域事情の解決にもなり、また外出が難しい高齢者や障がいのある方などに読書の機会を作ることができます。電子書籍を早急に導入してはどうかと考えます。検討状況を伺います。

○回答 電子書籍については、特別区においても19区がすでに導入しており、中野区においても導入したいと考えています。

3 児童館職員について

令和7年度から、児童館は新たな体制でスタートします。区直営の基幹型児童館9館と、委託事業者が運営する乳幼児機能強化型児童館8館。同じく委託事業者が運営することになる中高生機能強化型の児童館1館の3類型となります。児童館は、地域における子どもと子育て家庭の居場所として重要な施設であり、児童館職員はこれまで長きにわたり、子どもとその保護者と直接関わる専門職として仕事をしてきました。

乳幼児機能強化型児童館 8 館は、令和 10 年度までに順次民間委託となる予定です。来年度の委託は 2 館で、残りの 6 館は基幹型児童館同様、区職員で運営することとなります。また、中高生機能強化型となる予定の若宮児童館は施設整備を終えてからの委託となるので、それまでは区職員による運営となります。

前区政においては全児童館を廃止する計画でした。そのため平成 7 年度から児童厚生を採用を行なわなかったことから、職員の年齢構成はバランスを欠いています。あと 12 年で、児童厚生として採用された最後の職員は退職となり、このままでは、児童館職員としてのノウハウの継承が危惧されます。

今年度は館によっては職員が不足する事態が発生しました。繁忙時で人員が必要な時などは、館同士で手伝いのやりくりをしていたと聞いています。ここ数年は、再任用や、再任用終了後も継続して会計年度職員として働く元職員の力を借りている状況です。人数はいても、子どもたちの対応においては、新規に採用された職員には先輩職員のフォローが必要なことも多々起きます。

職員定数が決まっている中、令和 3 年度に児童館廃止の条例が否決された時から、このような事態が起きることは予想できていたことです。

問① 児童館職員は、現在福祉職採用となっています。職員は今後も安定的に配置されることが必要ですが、福祉職の配置の考え方はどのようになっているのでしょうか伺います。

○回答 福祉職の中には、児童館運営を担う職務「児童指導」、主として保育園で勤務する職務「保育士」、生活保護・児童相談所・相談対応などを担う職務「福祉」があり、各部の需要や本人希望や職務経歴、資格取得状況などを踏まえて配置を検討しています。

問② 各累計ごとに詳細は異なりますが、来年度から開館日が拡充し、開館時間も延長するため、勤務形態が変わります。欠員がないように配置されるべきです。区職員配置の考え方を伺います。

○回答 次年度は児童館が子どもや子育て家庭にとって、より身近な居場所、交流の場となるよう、基幹型児童館は新たに月曜日を開館し、水曜日・金曜日は 19 時までの開館となる。

次年度の職員定数は、各部の要望を踏まえて検討しているところであり、児童館については、「児童館運営・整備推進計画」の内容を踏まえ、必要となる職員数を配置できるよう可能な限り配慮していく考えである。

問③ 基幹型児童館に新たに配置される利用者支援専門員採用のめどはついているのでしょうか伺います。

○回答 基幹型児童館を地域子育て相談機関として位置づけ、各館に利用者支援専門員を配置します。利用者支援専門員の採用については、配置数を上回る応募があり、現在選考中です。

問④ また負担が大きくなる館長職への対応について伺います。館長を補佐する主査級の職員の配置が望まれますがいかがでしょうか。

来年度基幹型児童館となる上高田児童館の館長は、このままだと自館の館長職業務に加えて、キッズ・プラザ白桜、白桜学童クラブ、キッズ・プラザ令和、令和学童クラブ、乳幼児機能強化型新井薬師児童館、新井学童クラブの7つの職務を兼務することになります。

○回答 基幹型児童館は、地域の子育て、子育て支援の拠点として、中学校区内の関係機関と連携し、福祉課題への対応強化や地域連携の促進等を行う役割を担うこととしています。

令和7年度の基幹型児童館への移行に伴い、館長に求められる役割も増加するため、学童クラブ入所審査事務をはじめ、館長の取り扱う事務を精査していく考えでいます。その上で、館長が兼務する職が多くなる基幹型児童館については、必要に応じて主査の配置を検討してまいります。

問⑤ 来年度、子育て先進区を掲げた酒井区長のもとで、児童館は新たな一步を踏み出すことになります。「中野区児童館運営・整備計画」には、「これまでの児童館の機能に加えて、虐待・貧困などの福祉的な課題への対応など、社会情勢の変化に合わせた機能強化が求められています。」と書かれています。職員の力量が多いに求められます。

地域で必要とされ、来館者が増え、魅力ある児童館となるために、各館の情報共有を進め、新たな事業の企画に取り組むことも期待されます。人員体制の充実に加え、職員の質を高めていく方策が取られることが必要です。区の見解を伺います。

○回答 児童館の機能強化に向け、現職員や新規採用職員、異動してきた職員が児童館に求められている役割・機能を理解し、より良い児童館活動を展開できるよう、児童館運営指針の改定を行っています。

また、職員には研修の充実や、専門資格の取得支援を行い、子どもと子育て家庭に寄り添う専門性の高い人材を育成します。そのほか、実践交流会、事例報告会などを通して、知識を習得、蓄積することで、好事例を他館でも展開するなどの取り組みを行なってまいりたいと考えています。

問⑥ 子どもや子育て家庭、地域の方にとって、より良い児童館となるように、また職員にとっても思いを持って働きやすい児童館であるように、改めて今後の児童館運営に向けての区の決意を伺って全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○回答 児童館は、18歳以下のすべての子どもが自らの意思で来館し、安心して過ごすことができるとともに、子育て支援活動を行う福祉団体などの活動拠点として、子どもの育ちを支える上で、特に貴重な役割を果たしているものであると認識しています。

児童館に配置される職員が、児童館に求められる役割と使命を理解し、適切に推進できるよう、必要な職員の配置や育成に取り組み、子どもと子育て家庭にとって安心して利用できる居場所や交流の場を実践していく決意です。